

〒734-0064

広島市南区小磯町1番1号

マツダ健康保険組合 行

- 右記注意事項を確認後、太枠内にもれなくご記入の上、添付物と併せて当健康保険組合に提出してください。
- 期間満了の方又は75歳以上で後期高齢者医療制度に移行される方は、脱退届のご提出は不要です。

※※※ 注意事項 ※※※

- 再就職又は一定の障害（65歳以上）による後期高齢者医療の被保険者になったことにより脱退する場合**
・脱退届、再就職先等健康保険被保険者証コピー、被保険者証（人数分）を当健保組合へ郵送してください。
資格取得日を確認後、保険料の還付があれば『健康保険任意継続保険料還付請求書』を郵送します。
- 死亡による脱退の場合**
・脱退届、死亡診断書コピー、被保険者証（人数分）を当健保組合へ郵送してください。
死亡日を確認後、『埋葬料請求書』等必要書類を郵送します。
- 任意の資格喪失を申し出た場合（例：国民健康保険加入、家族の扶養に入る）**
・脱退届を当健保組合へ郵送してください。受理日の翌月初に『資格喪失証明書』を郵送します。
その際、返信用封筒を同封しますので、被保険者証の返却と新しい健康保険証のコピーの提出をお願いします。
前納一括で払い過ぎている保険料がある場合は、還付のお手続きの書類を郵送します。
・任意の資格喪失の申し出の取り下げは、原則として認められません。
- 保険料未納による資格喪失（脱退）について**
・保険料を期日までに納められなかった場合、資格喪失日以降に『資格喪失証明書』を郵送します。
脱退届のご提出は不要です。

任意継続被保険者 脱退届

被保険者証 記号・番号			被保険者氏名			生年月日		
記号	3	番号				年 月 日		
住所 〒 - TEL () -								

脱退理由（該当する番号に○をして、日付を記入してください。）

1	再就職又は一定の障害（65歳以上）による後期高齢者医療の被保険者となったため【 年 月 日】	添付物 ●新しい健康保険被保険者証コピー ●当組合発行被保険者証(人数分) ●死亡診断書コピー ●当組合発行被保険者証(人数分) 当組合発行の被保険者証は当月末まで使用できます。 (返却については右記注意事項3. 参照)
2	死亡のため 【 年 月 日死亡】	
3	任意の資格喪失の申出【脱退届健保受理日の翌月1日】	

次の事由に該当する場合、任意継続被保険者の資格は喪失となります。（健康保険法第38条）

- ・任意継続被保険者となった日から起算して二年を経過したとき
- ・再就職により被用者保険、船員保険又は後期高齢者医療の被保険者となったとき
- ・被保険者が死亡したとき
- ・任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を当健保組合に申し出たとき（健保受理日の翌月1日喪失）
- ・保険料を納付期日までに納付しなかったとき

受付印

再就職先等の健康保険被保険者証コピーをのりで貼付けてください。

返却するマツダ健保発行の被保険者証をテープ（一点）で貼付けてください。

健康保険組合処理欄（回収 月 日 枚）				常務理事	事務長	係
資格喪失日	年	月	日			
還付請求書送付日	年	月	日			